

河原町ぶらり宣言

－ 河原町商店街ビジョン －

京都は1200年の歴史を有し、
伝統文化から最先端のテクノロジーまで、
その懐の深さは世界でも類を見ない国際文化観光都市です。

河原町商店街は、その中を構成するひとつの核として、
若々しい感性に満ち、時とともに変貌し続けながら
先端の情報を発信してきました。

このような流れを支えてきた力こそ
“人とヒト、人とモノ、人とコト”が出会える
“場”の存在であってと思います。

私たちはこれからもとどまることなく、日々前進します。
歴史の大きさを想い、更なる文化を生み出し、
環境にやさしく、訪れる人々が快適に
“河原町をぶら〜ッとすごせる広場”の創出を目指します。

河原町のルール集

1. 河原町商店街地区地区計画

- ・ 整備方針
- ・ 整備計画
- ・ 地区計画区域図

2. 河原町商店街まちづくり協定

- ・ 協定文
- ・ 協定区域図
- ・ 手続きの流れ

3. 書式集

- ・ 計画書 ー計画書 様式 A 様式 Aー1
 - ーチェックリスト1 様式 Aー2
 - ーチェックリスト2 様式 Aー3
- ・ 河原町商店街まちづくり協定に関する覚書 様式 B
- ・ 建築工事協定書 様式 C
- ・ 工作物等についての事前協議書 様式 D
- ・ 共同住宅等の新設に関する覚書 様式 E
- ・ 解体工事協定書 様式 F
- ・ 空き地・空きビル・空き店舗 様式 G
- ・ その他届出 様式 H

[2014.5.26]

河原町商店街地区地区計画

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
地区計画の決定（2013年7月23日 京都市 都市計画決定）

都市計画河原町商店街地区地区計画を次のように決定する。

名 称		河原町商店街地区地区計画
位 置		京都市中京区大黒町、山崎町、北車屋町、奈良屋町、塩屋町、下大阪町、米屋町、裏寺町及び松ヶ枝町の各一部
面 積		約3.7ヘクタール
地区計画の目標		当地区は、国際観光都市である京都を構成する一つの核として、若々しい感性に満ち、時とともに変貌し続けながら最先端の情報を発信することで、若い世代のみならず、幅広い世代に親しまれ、京都を代表する繁華街として発展してきた。 このような特性を持つ当地区において、地区計画を定めることにより、商店街を訪れる人々が快適に過ごせる場の創出と都心幹線道路沿道のにぎわいの創出を図る。
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	京都を代表する幹線道路沿道で、商業・業務機能の更なる充実を図るとともに、歩いて楽しい魅力ある通りの形成を図る。
	建築物等の整備の方針	若い世代のみならず、幅広い世代に親しまれる京都を代表する繁華街において、低層階に商業・業務機能を誘導するなど、建築物等の用途を制限することにより、訪れる人々が快適に過ごせる場と更なるにぎわいの創出を図る。

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	A地区	B地区
			地区の面積	約3.3ヘクタール	約0.4ヘクタール
		建築物等の用途の制限		次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。)第2条第1項第1号から第7号までに規定する風俗営業の用に供する建築物 2 風営法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供する建築物 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの(ゲームセンターを除く。) 4 1階を住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものにあつてはその居住の用に供する部分)の用途に供するもの。ただし、1階における居住の用に供する部分が河原町通に面していないものを除く。 5 1階を共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの。ただし、1階部分を共同住宅、寄宿舎又は下宿の共用の廊下、階段、昇降機その他の居住以外の部分のみに供するもので、かつ、当該用途に供する部分の床面積の合計が1階の床面積の2分の1以下であるものを除く。	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。)第2条第1項第1号から第6号までに規定する風俗営業の用に供する建築物 2 風営法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供する建築物 3 マージャン屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの(ゲームセンターを除く。) 4 1階を住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものにあつてはその居住の用に供する部分)の用途に供するもの。ただし、1階における居住の用に供する部分が河原町通に面していないものを除く。 5 1階を共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの。ただし、1階部分を共同住宅、寄宿舎又は下宿の共用の廊下、階段、昇降機その他の居住以外の部分のみに供するもので、かつ、当該用途に供する部分の床面積の合計が1階の床面積の2分の1以下であるものを除く。

		6 自動車車庫その他の専ら自動車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。以下「自動車車庫等」という。）。ただし、建築物に付属する自動車車庫等で、床面積の合計が建築物の延べ面積（自動車車庫等の用途に供する部分を除く。）の合計を超えないもので、かつ、1階における自動車車庫等の用途に供する部分が河原町通に面していないものを除く。 7 倉庫その他これに類するもの（以下「倉庫等」という。）。ただし、倉庫等で、床面積の合計が建築物の延べ面積（倉庫等の用途に供する部分を除く。）の合計を超えないもので、かつ、1階における倉庫等の用途に供する部分が河原町通に面していないものを除く。	6 自動車車庫その他の専ら自動車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。以下「自動車車庫等」という。）。ただし、建築物に付属する自動車車庫等で、床面積の合計が建築物の延べ面積（自動車車庫等の用途に供する部分を除く。）の合計を超えないもので、かつ、1階における自動車車庫等の用途に供する部分が河原町通に面していないものを除く。 7 倉庫その他これに類するもの（以下「倉庫等」という。）。ただし、倉庫等で、床面積の合計が建築物の延べ面積（倉庫等の用途に供する部分を除く。）の合計を超えないもので、かつ、1階における倉庫等の用途に供する部分が河原町通に面していないものを除く。
--	--	---	---

「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、当地区において、地区計画を定めることにより、訪れる人々が快適に過ごせる場と都心幹線道路沿道のにぎわいの創出を図るものである。

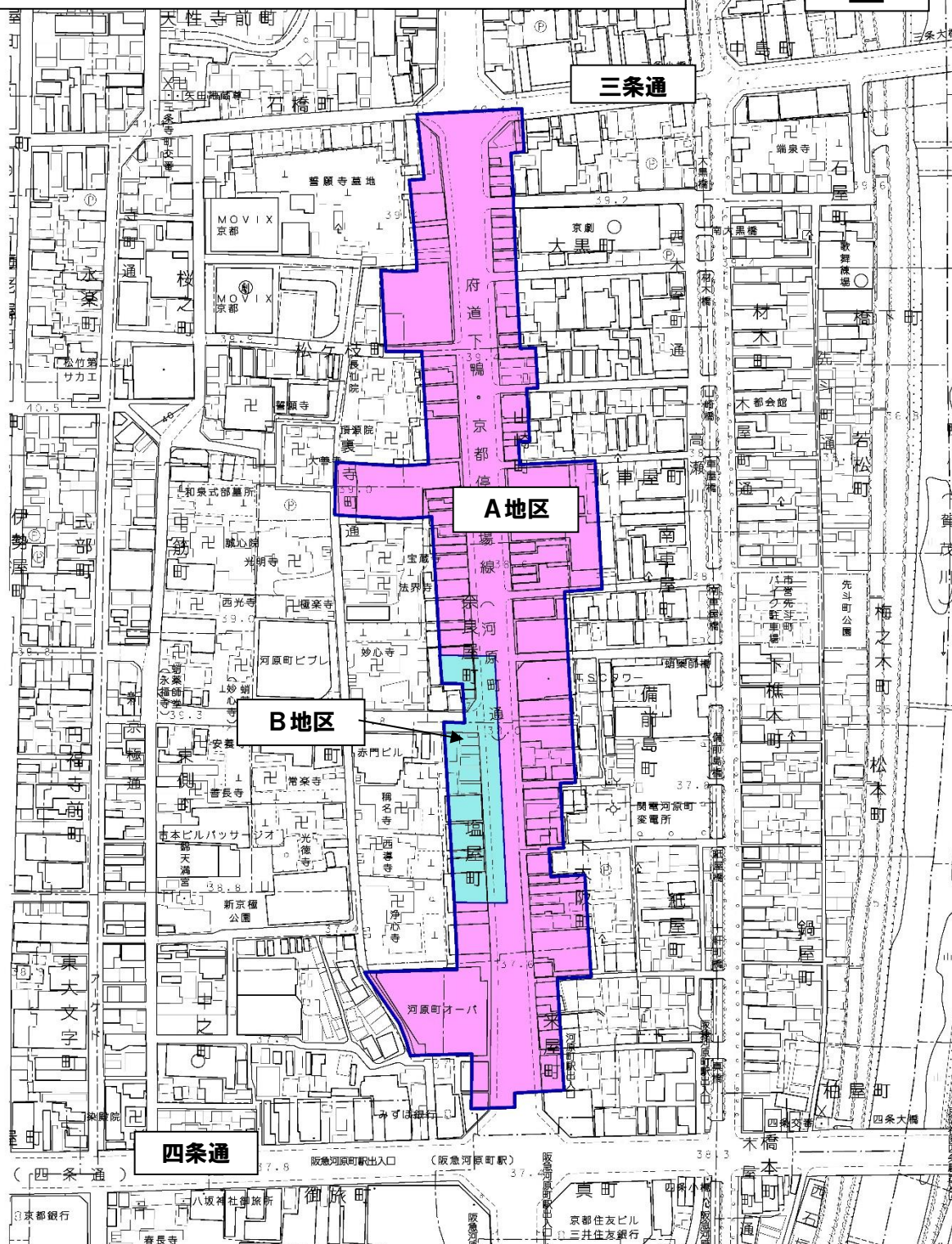
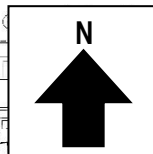
京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）

地区計画の決定（京都市決定）

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）

地区計画の決定（京都市決定）

河原町商店街地区地区計画 計画図（縮尺 1/2,500）



河原町商店街まちづくり協定

(協定の目的)

第1条 河原町商店街地区では商店街の環境整備の基本方針として、商店街ビジョン「河原町ぶらり宣言」、「河原町商店街地区地区計画」及び「河原町商店街まちづくり協定」を策定し、この3本柱をまとめて「河原町のルール」と命名しました。

河原町のルールのもと、この協定は第2条に定める区域内において、第3条に定める対象者間のまちづくりに対する意思統一を図り、お互いが協力し合って調和の取れたまちづくりを進めることを目的とします。

(協定区域)

第2条 三条通、四条通間の河原町通及びこれに面する土地の区域とします。

(協定の対象者)

第3条 本協定は次の者に適用します。

1. 河原町商店街振興組合の組合員
2. 区域内の地権者及び建物所有者
3. 区域内で商売・業務を行う者・行おうとする者
4. 区域内の居住者

(協定の枠組み・まちづくりの推進組織)

第4条 協定の枠組み・まちづくり推進組織を以下のように定めます。

1. 「河原町商店街まちづくり協定」は、河原町商店街まちづくり協定委員会（以下「まちづくり協定委員会」という。）が運用します。
2. まちづくり協定委員会の詳細については別途規約を定めます。
3. 将来、河原町商店街が位置する関係町内会の協力を得て、協定区域の拡大を図ります。

(事前の計画書提出及び協議)

第5条 調和のとれたまちづくりを進めるため、以下の場合には、当該行為に着手する前にまちづくり協定委員会まで計画書・図面・工程表を提出してください。また、**何らかの申請を伴う工事**の場合には、事業者及び代理人は申請手続き前に、事前協議を行ってください。なお、前述の場合以外においても、まちづくり協定委員会が必要と判断する場合には事前協議をしていただくことがあります。また、提出した計画書・図面・工程表の内容を変更しようとするときは、改めて計画書を提出のうえ必要に応じて協議をお願いします。

1. 建物の新築・増改築・改装・用途変更、解体（内装撤去を含む）工事を行う場合
2. 屋外広告物、建物の外壁の色、その他の工作物を新たに作る場合や変更する場合

(覚書および工事協定書の締結)

第6条 建築確認申請を伴う工事を行う場合には、原則として、事業者及び代理人は建築確認申請手続き前に、河原町商店街まちづくり協定を遵守することの覚書を、まちづくり協定委員会と締結してください。さらに、工事着手前に事業者及び設計者、施工者はまちづくり協定委員会と解体工事協定書、建築工事協定書を結んでください。

(共同住宅施設を整備する場合の覚書の締結)

第7条 協定区域は「河原町ルール」のもと、賑わいのある、魅力ある商店街を目指しており、無秩序な共同住宅は商店街の発展の妨げとなるおそれがあるため認めません。ただし、事業者及び代理人が、共同住宅の整備に際して以下の事項を遵守し、まちづくり協定委員会が商店街の振興に影響がないと認めた場合に限り、この限りではありません。

1. 良好な街並み環境の維持向上に向けて、新築する事業者は法的な事前協議の手続きの前に、まちづくり協定委員会に計画概要を提示して事前協議を行い、河原町商店街まちづくり協定を遵守することの覚書を委員会と締結してください。
2. 河原町商店街の良好な環境創出のため、各戸の住戸面積は40㎡以上としてください。
3. 住居および事務所（ただし、風紀を乱すものを除く。）以外の用に供しないでください。
4. 分譲としないでください。
5. 出入り口は河原町通側の設置は避けてください。
6. ゴミ集積場所を必ず敷地内に確保してください。
7. 入居者は共同住宅が位置する町内会に加入してください。
8. 上記の事前協議内容その他河原町商店街の発展の妨げのおそれとなる事項については、覚書で定めます。

(駐車場施設を整備する場合)

第8条 駐車場施設を整備する場合には、事業者及び代理人は以下の手続きを行ってください。

1. 駐車場施設を整備する場合には、車両の出入りが発生する通りに面する関係者に十分に説明を行ってください。
2. 駐車場施設の工事着手までにまちづくり協定委員会と駐車場の管理方針について協議を行ってください。

(協定内容遵守の指導)

第9条 まちづくり協定委員会が本協定の内容にそぐわないと判断した場合は、「まちづくり協定委員会」が事業者や新規事業者申請者に対し指導できるものとします。

(建物の用途等)

第10条 「河原町ぶらり宣言」のもと、京都の中心商店街として、訪れる人も、働く人も、皆が楽しい心地よいと思える、活気ある、業種や用途がバランスの取れた調和したまち並みとなることが、私達の商店街の目標です。このため、商店街における建物の用途等については、以下のとおりとしてください。

1. 「河原町商店街地区地区計画」で用途を制限している建築物は禁止します。
2. 上記の用途に加え、暴力団関係の事務所、法定金利以上の金融業、その他公序良俗に反するものは禁止します。
3. 住民や商店等に威圧感を与え、危害をおよぼす恐れがある用途の施設は禁止します。
4. 以下の用途を配置する場合には、河原町通のにぎわいの連続性および歩行者等の安全性を確保するため、以下のことに配慮してください。
 - (1) カラオケ店等を含むアミューズメント施設においては、周辺の店舗への影響を最小限にとどめ、河原町通の歩行者の安全性に配慮した営業形態を遵守してください。
 - (2) 自転車の停留又は駐車のための施設を配置する場合には、環境やデザインに配慮したもの

とし、維持管理に努めてください。

5. その他、まちづくり協定で規定されない用途で問題が生じた場合は別途協議するものとします。

(建物等の形態・意匠について)

第 11 条 建物の形態・意匠については河原町にふさわしいデザインとしてください。

1. 建物のデザイン・色彩については「京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)景観地区」の基準を遵守してください。なお、共同住宅については1階の共用部は河原町通に十分に配慮したデザインとしてください。
2. 建物の敷地境界線に近接する窓、廊下、バルコニー等から通常の方法により隣地の既存建築物の屋内を観望できないように適切な措置を講じてください。
3. 建物の道路及び敷地境界線に近接する窓、廊下、バルコニー等から落下物による事故が生じないように、設計及び施工上適切な措置を講じてください。
4. 看板・広告物については「道路法」及び「京都市屋外広告物等に関する条例」の基準を遵守してください。
5. 河原町通に面しての自動販売機の設置は禁止します。

(迷惑行為の禁止)

第 12 条 誰もが心地よい河原町商店街と思えるまちを目指し、以下のような迷惑行為は禁止します。

1. 楽しく買い物等をしていただく来街者に不快感を与える行為
2. 歩道上のはみ出し看板、ノボリ、ワゴン(商品)等を設置する行為
3. 荷捌き場として道路上を利用する行為
4. 近隣への迷惑となるような騒音、臭い等を発生させる行為
5. 京都市客引き行為等の禁止等に関する条例の禁止事項に含まれる客引き行為
6. 大音量の音楽を流すことや、拡声器を使用する客引き行為
7. 歩道上でのビラの配布や宣伝、営業行為等による客引き行為

(駐輪対策)

第 13 条 迷惑駐輪をなくすようお互いに注意しあいましょう。居住者、来店者、従業員等が自転車を使用する場合は、必ず敷地内で駐輪スペースを確保するよう努めてください。

(ゴミ処理)

第 14 条 ゴミ出しは当組合で定めている「ゴミ出しのルール」を守り、歩行者や近隣に不快感を与えないようにしてください。共同ビル、共同住宅等においては、その管理者が責任をもってゴミ処理を行うとともに、敷地内の美化に努めてください。

未回収や回収不可のシールが貼られたゴミは、すぐに敷地内へ持ちかえって下さい。

(環境美化)

第 15 条 各店舗および共同住宅等の敷地前の歩車道の清掃は、近隣と協力し、毎朝行いましょう。落書き・ステッカーは放置せず、消し取るなど速やかに対応してください。

(工事中の配慮)

第 16 条 工事に伴っての歩行者の安全の確保、近隣店舗等への騒音・振動の影響やほこり防止対策には十分に配慮してください。

河原町商店街まちづくり協定

(まちづくり推進への協力)

第 17 条 河原町商店街のまちづくりに積極的に参加してください。

1. 河原町商店街振興組合や町内会に加入し、まちづくりに積極的に参加してください。
2. 家主は、テナント等へまちづくり協定を配布し、ルールを守る様、指導して下さい。
3. 不動産仲介業者は、この協定を不動産売買及び賃貸借契約の重要事項説明要件として下さい。

(報告事項)

第 18 条 空き地・空きビル・空き店舗になった場合は、所有者は速やかに河原町商店街振興組合まで報告してください。

(雑 則)

第 19 条 原則として、早朝・夜間作業は禁止しています。荷物の搬出入等、車道を使用する為に、警察への道路使用許可申請を取得される場合は、事前にまちづくり協定委員会に相談し承認を得た上で、作業時間 0 時～6 時を遵守し、作業を行ってください。歩道上も、これに準じる。

第 20 条 早朝・夜間作業をされる場合、音が出る作業（掘削・コンクリートの打設、電動工具を使用する作業）・埃が出る作業・振動が出る作業は厳禁です。万が一、埃等により歩道が汚れた際には、速やかに清掃してください。汚れている場合、事務局より連絡をし、清掃に来ていただきます。

第 21 条 夜間・早朝作業を行う場合は、必ず事前に近隣の方へ説明を行ってください。万が一、近隣よりクレームが出た場合は、即刻作業を中止し、速やかに誠心誠意対応した上で、組合事務所までクレーム内容と対応方法について説明して下さい。状況によっては、組合事務所にお越し頂き、状況説明・改善が行われるまで、作業を認めない事があります。

第 22 条 原則として土曜日・日曜日・祝日・祇園祭（7 月 17 日・7 月 24 日）・お盆（8 月 14 日～8 月 16 日）・年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）の作業は禁止しております。やむを得ず作業が必要な場合は組合事務所へ連絡し、承認を得て下さい。

第 23 条 歩道上での作業は禁止しております。1 階部分の外装・シャッター工事等、歩道上の作業が必要な場合は夜間に行ってください。また、来街者が特に多い 10 時～22 時までの間は、歩道を車両や資材が横断する作業を極力少なくして下さい。

第 24 条 工事用の仮囲いについて、出会い頭の事故防止の為、角の部分は、透明のパネルの使用や隅切りをする等、見通しが効くよう配慮し、歩道上にパネルの角が出る場合は、コーナーガードを設置して下さい。

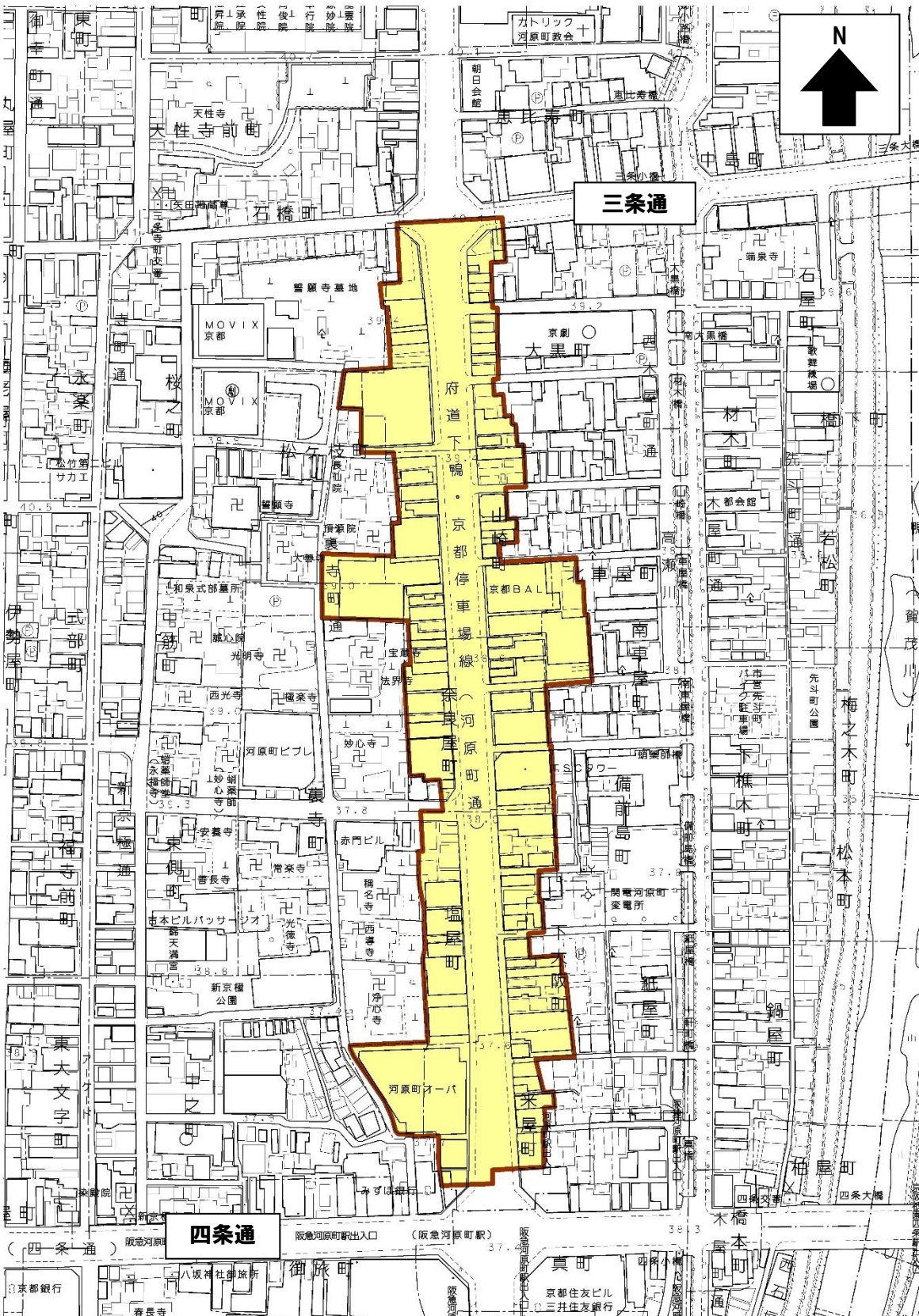
第 25 条 河原町商店街の歩道は、昼夜問わず多くの方が通行される為、8 トン未満は 8 時～15 時、8 トン以上は 0 時～6 時で大型車両の乗り入れを遵守して下さい。

附 則

この協定は、2013 年 5 月 28 日から施行します。

2019 年 10 月 25 日 改訂

河原町商店街まちづくり協定区域



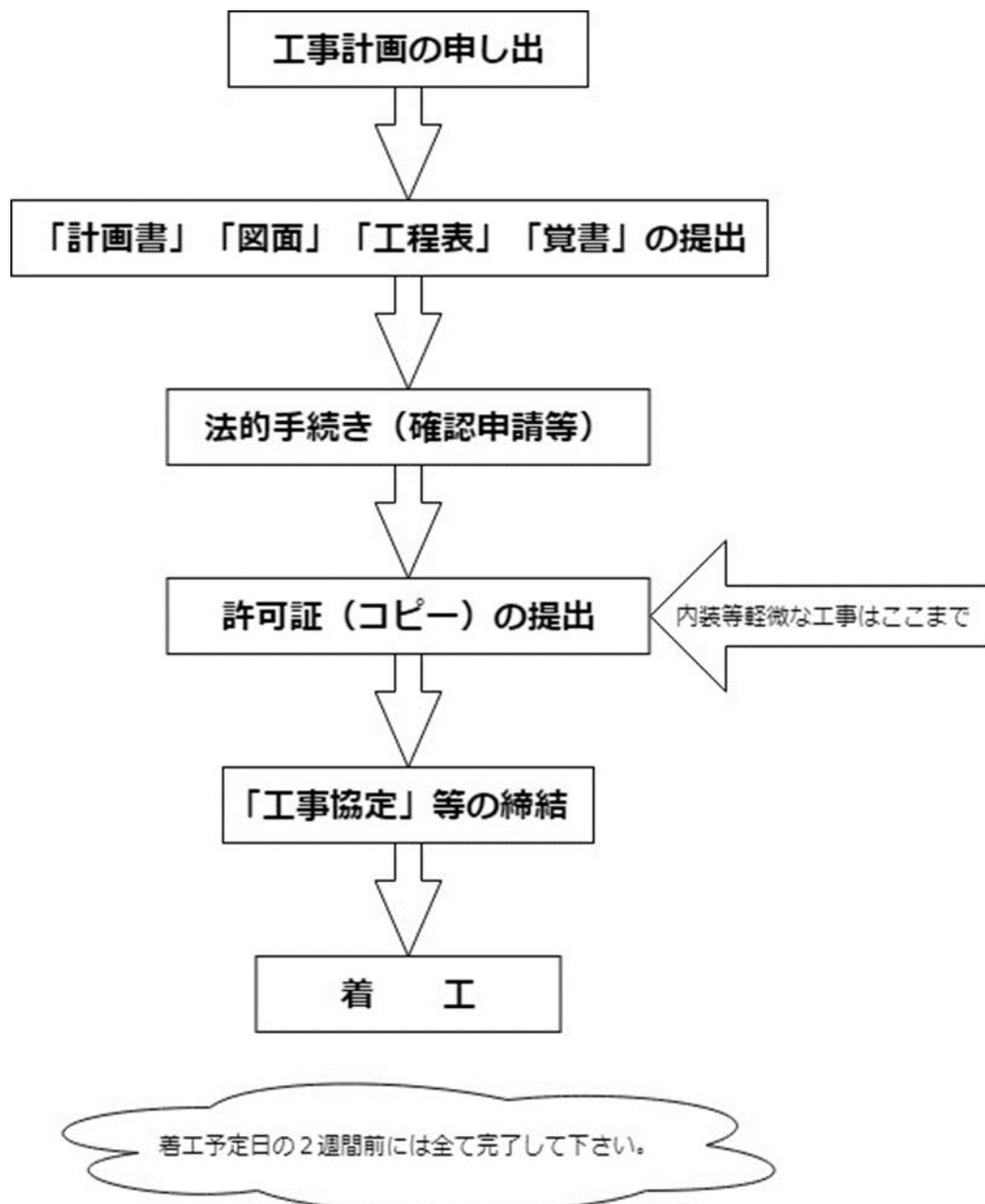
河原町商店街まちづくり協定
手続きの流れ

調和のとれたまちづくりを進めるため、以下の場合には、商店街事務局にご連絡ください。

また、建築確認申請を伴う工事の場合には、事業者及び代理人は確認申請手続き前に、事前協議を行ってください。なお、確認申請を伴わない場合においても、まちづくり協定委員会が必要と判断する場合には事前協議をしていただくことがあります。工事によりまちづくり協定委員会と「覚書」、「工事協定書」等を結んでいただく場合がございます。

1. 新築、増改築、改装、用途変更、解体工事（内装撤去を含む）、私有地・歩道等の工事の為に土木工事を行う場合
2. 屋外広告物、建物の外壁の色、その他の工作物を新たに作る場合や変更する場合

【フローチャート】



河原町まちづくり協定にもとづく計画書

様式 A-1

20__年__月__日

河原町まちづくり協定委員会 御中

申請者 住 所 _____

法人名・氏名 _____

電 話 _____

今回、下記の通り工事等を行いますので河原町まちづくり協定第5条1項の規定によりお届けします。

【行為の概要】

行為の場所	京都市中京区
現在の建物名称	
事業者	住 所 法人名・氏名 電 話
行為の種別 (重複可)	1. 建物の新築 5. 解体工事 8. 屋外広告物の設置 2. 建物の増改築 6. 内装撤去工事 9. 建物の外壁の色の変更 3. 改装 7. 土木工事 10. その他工作物の設置 4. 用途変更 11. その他 ()
確認申請の有無	必要 ・ 不要
計画の概要	< 図面添付又は裏面に記載 >
工事予定期間	着工 年 月 日 ~ 完了 年 月 日 日曜、祝日は休日とする。土曜日については別途協議する。 協議事項 (なし・あり :) 作業時間 開始 時 ~ 終了 時 (作業時間は原則午前8時から午後6時までとする。) 協議事項 (なし・あり :)

【建築概要】

主要用途				
建築物	高さ	地上 m	地下 m	
	階数	地上 階	地下 階	
	構造	SRC・RC・S・W・その他 ()		
		計画部分	計画以外の部分	合計
敷地面積		m ²	m ²	m ²
建築面積		m ²	m ²	m ²
延べ面積		m ²	m ²	m ²

【計画の概要】

工事等に際しては、以下の点にご留意いただきますようお願い致します。

- ・ 通行人の安全を確保し、往来の迷惑とならないようご注意ください。
- ・ 営業中の店舗の迷惑とならないよう騒音、作業時間等について配慮願います。
- ・ 近隣の店舗には事前に説明し、了解を得て下さい。
- ・ アーケード、カラー舗道を使用される場合は使用協定を結び、保証金を預かせて頂きます。
- ・ 工事により事前協議書の提出をお願いする場合がございます。

河原町商店街まちづくり協定に基づくチェックリスト-1		適 合	不 適 合	該 当 な し	備 考	事務局 チェック 欄
該当する項目の□にチェック印（レ）を入れてください。 不適合の場合は、その理由を備考欄に記入するか又は説明資料を添付してください。						
第10条 建物の用途等	1*1 地区計画で制限している用途はない					
	1*2 公序良俗に反する用途はない					
	1*3 周辺に威圧感や危害を及ぼす用途はない					
	1*4 ダンスホールを配置する					
	○ダンスホールを配置する位置	階				
第11条 建築物等の 形態・意匠	2*1 建物のデザイン・色彩は市の基準を遵守している					
	2*2 隣地建築物の屋内を観望できない措置を講ずる					
	2*3 建物からの落下等防止を行う					
	2*4 看板・広告物の設置	□あり □なし				
	看板・広告物の設置位置	□図面参照				
	2*5 屋外の自動販売機の設置	□あり □なし				
	屋外の自販機の設置台数	台				
	屋外の自販機の設置位置	□図面参照				
	空き缶回収箱を設置する	□設置 □設置しない				
第12条 迷惑行為の 禁止	3*1 歩道上に看板、ワゴンを設置しない					
	3*2 近隣の迷惑になる騒音や臭いを発生させない					
	3*3 大音量の音楽や拡声器を使用する客寄せは行わない					
	3*4 歩道上のビラ配布や客寄せ行為を行わない					
第13条 駐輪対策	4*1 駐輪スペースの敷地内設置	□設置 □設置しない				
	4*2 来店者に不法駐輪防止を呼びかける					
	4*3 従業員の自転車利用について指導する					
第14条 ゴミ処理	5*1 ゴミ集積場の敷地内設置	□設置 □設置しない				
	5*2 ゴミ出しの方法、時間を決めて厳守する					
	5*3 敷地内の美化に常時責任をもって行う					
第15条 環境美化	6*4 敷地前の歩車道の清掃は毎日行う					
	6*5 環境美化に協力する					
第16条 工事中	7*1 工事中は歩行者の安全性確保、近隣店舗等への騒音やほこり防止対策に十分配慮する					
第17条 まちづくり 推進	8*1 河原町商店街のまちづくりに積極的に参加する					
	8*2 テナント等にまちづくり協定の周知を図る					
第18条 報告事項	9*1 空きビル・空き店舗になった場合は、速やかに河原町商店街振興組合に届る					

添付図面	□建物位置図 □配置図 □平面図 □立面図 □断面図
	□屋外広告物の配置図・姿図
	□その他工作物等の図面

○共同住宅施設または駐車場施設を整備する場合には下記のチェックリストに回答してください

河原町商店街まちづくり協定に基づくチェックリスト-2			適 合	不 適 合	該 当 な し	備 考	事務局 チェック 欄
該当する項目の□にチェック印（レ）を入れてください。 不適合の場合は、その理由を備考欄に記入するか又は説明資料を添付してください。							
第7条 共同住宅施設	10*1	計画戸数	戸				
	10*2	1 住戸の専有面積	～ m ²				
	10*3	住宅の所有関係	☐ 賃貸 ☐ 分譲				
	10*4	管理人室の有無	☐ あり ☐ なし				
	10*5	ゴミ集積場の形式					
	10*6	駐車場台数（敷地内）	台				
	10*7	駐輪場台数	台				
	10*8	住宅および事務所以外の使用を禁止する					
	10*9	ゴミ処理、敷地内環境美化は管理者が責任をもつ					
	10*10	入居者に町内会加入を呼びかける					
第8条 駐車場施設	11*1	駐車場設置台数	台				
	11*2	駐車方式					
	11*3	車両の出入りする関係者への説明を行う					
	11*4	車両の出入りする関係者への了解を得る					
	11*5	工事着手までにまちづくり協定委員会と駐車場の管理方針について協議を行う					

河原町商店街まちづくり協定に関する覚書

河原町商店街まちづくり協定委員会 委員長 西川 勲を甲、

事業者 を乙、

代理人 を丙

として、乙が河原町商店街まちづくり協定を遵守することを確認し覚書を締結する。

(基本事項)

第1条 甲、乙及び丙は、誠実にこの覚書に定める事項を履行し、河原町のルール趣旨を尊重し、河原町商店街地区まちづくり協定を遵守し、調和のとれたまちづくりに努めるものとする。

(工事の概要)

第2条 本件工事の概要は、次の通りである。

- (1) 住 所 _____
- (2) 敷地面積 _____m² (予定)
- (3) 工事種別 _____
- (4) 建物用途 _____
- (5) 建物構造 _____造、地下____階、地上____階、高さ_____m (予定)
- (6) 建築面積 _____m² (予定)
- (7) 延床面積 _____m² (予定)

(地位の継承)

第3条 乙及び丙に変更が生じた場合は、乙及び丙は新事業者又は新代理人に対し、本覚書を継承するものとし、その旨を甲に通知することとする。

(連絡窓口)

第4条 この覚書にもとづく協定の締結および本件工事の日常管理を円滑に実施するために甲、乙及び丙の連絡担当者を次のように定め、変更があった時は、速やかに相互に通知するものとする。

甲 (住 所) 京都市中京区河原町通り六角下ル山崎町 241 葛城ビル 2F
(氏 名) 河原町商店街振興組合 事務局 担当
(電話番号) 075-221-6418

乙 (住 所)
(氏 名)
(電話番号)

丙 (住 所)
(氏 名)
(電話番号)

(補 則)

第6条 この覚書に関する疑義又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙丙はそれぞれ誠意を持って協議のうえ、そのつど解決するものとする。

2 この覚書は、本件工事に関する確認申請等の公的な手続き前に締結するものとする。
この覚書を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各1通を保有する。

20 年 月 日

甲 京都市中京区河原町六角下ル山崎町 241 葛城ビル 2 階
河原町商店街まちづくり協定委員会
委員長 西川 勲 印

乙 (事業者)

印

丙 (代理人)

印

建 築 工 事 協 定 書

河原町商店街まちづくり協定委員会 委員長 西川 勲 を甲、

事業者 を乙、

設計者及び工事監理者 を丙、

工事施工者 を丁

として、乙が京都市中京区_____町_____番地に建築する
(仮称) _____工事 (以下「本件工事」という。) について次のとおり協
定する。

(基本事項)

第1条 甲、乙、丙及び丁は、誠実にこの協定書に定める事項を履行し、河原町のルールを遵守し、河原町商店街のよりよい環境形成に努めるとともに、本件工事によって甲の会員 (以下「会員」という。) の商店街地区における活動に著しい障害を与えないよう対策を講じるものとする。

(本工事の概要)

第2条 本工事の概要は、次の通りとする。

- (1) 工事種別 _____
- (2) 敷地面積 _____m² (予定)
- (3) 建物構造 _____造、地下____階、地上____階、高さ_____m (予定)
- (4) 建築面積 _____m² (予定)
- (5) 延床面積 _____m² (予定)
- (6) 建物用途 _____
- (7) 駐車台数 _____台 (予定)
- (8) 駐輪台数 _____台 (予定)

(事前調査等)

第3条 乙、丙及び丁 (以下「乙等」という。) は、本件工事により毀損のおそれのある会員および隣接地の営業・居住する既存建築物等 (以下「既存建築物等」という。) についてあらかじめ対象物件を定め、本件工事の着工前に当該既存建築物等の所有者、居住者等の立会のうえ、写真撮影、測量等により既存建築物等の現況を確認するものとし、甲が求め、かつ調査対象物件の所有者の同意がある場合には

甲に報告するものとする。この場合において、甲及び会員はこの調査に協力するものとする。

(関連法規の遵守)

第4条 乙等は、建築基準法、京都府建築基準法施行条例および同施行細則、京都府公害防止等生活環境の保全に関する条例、騒音規制法、建築リサイクル法、建設工事公衆災害防止対策要綱、及び労働安全衛生規則等関連法規を遵守し、その他行政指導に従うものとする。

乙等は、本件工事において甲からの苦情を受けた場合、誠意をもってこれに対応する。

(工事期間)

第5条 本件工事の期間は、_____年___月___日から_____年___月___日までとし、その期間を延長する場合は、乙等は事前に甲にその概要を説明するものとする。

(作業時間および作業休日)

第6条 丁の作業時間は、原則午前8時から午後6時までとする。

但し、準備作業、後片づけその他作業音が軽微なものは除く。

なお、下記の作業については作業時間の変更（早出・延長・夜間）が必要な場合は、緊急の場合を除き、あらかじめ甲に電話もしくはFAX等で連絡の上行う。但し、甲から異議があった場合は協議する。なお、騒音及び振動を伴う作業については、原則、上記の作業時間内に開始及び終了するよう努めるものとする。

(1) コンクリート打設準備作業

(2) 天災等緊急時の防災作業（例：台風接近に伴う養生シート外し及び足場緊結、点検補強・資材の飛散落下防止点検）

(3) 諸官庁、所轄警察署による指示、指定作業（例：電気・ガス・上下水道等設備関係のつなぎ込み作業）

(4) 内部仕上げ作業で甲に対して騒音・振動が伴わない作業で、詳細は甲と丙で別途協議の上、限定した作業

(5) 施工上中止できない作業（例：躯体コンクリート打設作業）及び予期することの出来なかった突発事態（交通事故・交通渋滞・機械故障）が生じ、なおかつ中止できない作業

(6) 躯体コンクリート打設後の床均し作業（コンクリート表面の湿潤、乾燥の状況によって延長予定時間決定）

(7) 大型トレーラー等、交通規制により通常の作業時間内では出来ない搬出入、揚重作業

2 丁の作業時間については、河原町商店街以外の地区の関係者に影響を及ぼす場合は、乙等がその関係者と協議を行い、作業時間を決めることとする。

3 本件工事期間中は、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める祝日及び休日を作業休日とする。土曜日については、別途協議により、決定する。

夏季（旧盆）休暇および年末年始休暇についても、別途協議により、決定する。

(工事工程表)

第7条 丙は、本件工事を着手する前に、全工程予定表を甲に提出するものとする。なお、天候等予測し得ない事情により工程を大幅に変更する場合は、変更後の工程表を甲に提出するものとする。

2 丙は、本件工事の作業内容を明記した「週間予定表」を、道路の見やすい場所に掲示する。

(現場管理等)

第8条 丁は、本件工事の工事責任者を定めて作業中の現場に常駐させ、この協定書が円滑に履行できるよう本件工事を管理監督するものとする。

2 工事責任者は、甲の苦情処理等窓口にあたるとともに、本件工事の現場及びその周辺の管理を十分に行い、甲に迷惑をかけないようにする。

3 丁は衛生面に注意し、簡易水洗トイレ・手洗い等の設備を設け、甲の会員に迷惑をかけない。なお、当作業所敷地内には、作業員宿泊施設は設置しない。

4 丁は本件工事の作業員の教育・指導監督を十分行い、不謹慎な言動により甲に迷惑をかけないようにする。

(既存建築物等の保全)

第9条 乙等は、本件工事を施工するに当たり、既存建築物等を毀損しないよう、次のような保全措置を講じるものとし、その概要について既存建築物等の所有者、居住者等と協議するものとする。

- (1) 土地の掘削による地盤の沈下又はゆるみ、既存建築物等の崩壊、傾き等が発生する恐れがある場合、既存建築物の損壊を防止するために既存建築物等の基礎、柱等又は地盤を補強する措置
- (2) 資材、工事機械、くず、ごみ等の飛散、落下、腐敗等を防止するための措置
- (3) 危険物(工事用ガス及び溶接機材を含む。)を使用又は保管する場合は、安全管理を十分に施し、使用区域内を不燃材で防護するなど、火災の発生を防止する措置

(事故ある場合の措置)

第10条 丁は、本件工事に関し、丁の責に帰すべき事由により会員の身体又は財産に損害を与えたときは、適切な応急措置を講じるとともにその損害を賠償するものとする。

(騒音や振動の防止)

第11条 丁は、本件工事の施工中、会員の営業活動や日常生活及び既存建築物等に与える影響を最小限にとどめるために次の措置を講じるものとする。

- (1) 工事用機械、車両、工具等の使用に当たっては、法令等に定められた規制基準を遵守するとともに極力騒音や振動の少ない工法を選定する。
- (2) 著しい騒音や振動を伴う作業については、周囲に防音壁を設置するなどの措置を講じ、その場合は事前に甲に作業日を電話やFAX等で連絡するものとする。
- (3) 粉塵、土砂、火花等の飛散を防止するよう最大の努力と工夫をする。

(工事用機材の集積)

第12条 丁は、工事用機材、廃材、ごみ等を道路等に放置せず、法令を遵守し、通行の障害とならない

よう安全な場所に集積し、管理するものとする。

(工事用車両の管理)

第13条 工事用車両の通行については、次によるものとする。

(1) 丁は、甲と協議のうえ、通行経路、通行時間、誘導整理員の配置を定め、工事関係者への周知徹底を図る。

(2) 丁は、工事現場の出入口については、特に歩行者の安全確保及び路上清掃に努める。

(電波障害の改善)

第14条 本件工事により、テレビの電波受信に障害が発生した場合は、乙は共同受信設備を設置するなど適切な措置を講じるものとする。

2 前項の障害を予測するために乙は、事前に近隣のテレビ電波受信状態を調査するものとする。この場合において、会員は調査に協力しなければならない。

(設計変更がある場合の措置)

第15条 乙等は、甲と協議した本件工事の設計又は施工に関する内容を変更しようとするときは、軽微なものを除き、事前に甲に説明するものとする。この場合において、甲が本協定を変更する必要があるときは、乙等は協議に応じるものとする。

(連絡窓口)

第16条 この協定を円滑に実施するために甲、乙、丙及び丁の連絡担当者を次のように定め、変更があった時は、速やかに相互に通知するものとする。

甲 (住 所) 京都市中京区河原町通り六角下ル山崎町 241 葛城ビル 2 階
(氏 名) 河原町商店街振興組合 事務局 担当
(電話番号) 075-221-6418

乙 (住 所)
(氏 名)
(電話番号)

丙 (住 所)
(氏 名)
(電話番号)

丁 (住 所)
(氏 名)
(電話番号)

(補 則)

第 17 条 この協定に関する疑義又はこの協定に定めのない事項については、甲乙丙丁はそれぞれ誠意を持って協議のうえ、そのつど解決するものとする。

2 この協定は、締結の日から効力を有する。

この協定を証するため、本書 4 通を作成し、甲乙丙丁記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

20 年 月 日

甲 京都市中京区河原町六角下ル山崎町 241 葛城ビル 2 階
河原町商店街まちづくり協定委員会
委員長 西川 勲 印

乙 (事業者)

印

丙 (工事監理者)

印

丁 (工事施工者)

印

様式D

工作物等についての事前協議書

20 年 月 日

河原町商店街まちづくり協定委員会 御中

事業者 住所
(建築主) 氏名 ⑩
電話
代理人 住所
(設計者) 氏名 ⑩
電話

今回、下記のとおり、建築工事等を行いますのでお届けします。

河原町商店街まちづくり協定第5条2項の規定により、下記工作物について次のとおり協議します。

建 築 場 所	京都市中京区
建 物 名 称	
項 目	屋外広告物 ・ 建物の外壁の色 ・ その他()
種 別	新設 ・ 変更
工 事 概 要	
設 置 場 所	
形 状	
サ イ ズ	
主 な 色	
工 事 予 定 期 間	20 年 月 日～20 年 月 日
そ の 他	

※ 協議書の提出時に、工作物の形状や意匠がわかる図、色彩見本等を1部添付してください。

共同住宅等の新設に関する覚書

河原町商店街まちづくり協定委員会 委員長 西川 勲 を甲、

事業者 を乙、

代理人 を丙

として、乙が京都市中京区_____町_____番地に建築する共同住宅を伴う（仮称）_____共同住宅（以下「本件建築物」という。）の建築工事および建築物の管理に関することについて、次のとおり遵守することを確認し、覚書を締結する。

（基本事項）

第1条 甲、乙及び丙は、誠実にこの覚書に定める事項を履行し、河原町のルールを遵守し、河原町商店街のよりよい環境形成に努めるものとする。

（本件建築物の概要）

第2条 本件工事の概要は、次の通りである。

- （1）敷地面積 _____ m^2 （予定）
- （2）建物構造 _____造、地下____階、地上____階、高さ_____m（予定）
- （3）住宅戸数 _____戸（なお、40 m^2 未満の住戸については認めません）
- （4）建築面積 _____ m^2 （予定）
- （5）延床面積 _____ m^2 （予定）
- （6）建物用途 _____
- （7）駐車台数 _____台（予定）
- （8）駐輪台数 _____台（予定）

（建築工事協定の締結）

第3条 乙と丙は、乙が京都市中京区_____町_____番地に建築する共同住宅を伴う（仮称）_____新築工事に關し、河原町商店街まちづくり協定委員会と建築工事協定書を締結するものとする。

（管理に関する協定の締結）

第4条 乙と丙は、乙が京都市中京区_____町_____番地に建築する共同住宅を伴う（仮称）_____共同住宅の管理に関する協定書を河原町商店街まちづくり協定委員会と締結するものとする。

(河原町のルールの遵守)

第5条 乙と丙は、「河原町ぶらり」、「河原町商店街地区地区計画」および本協定書にまとめられた河原町商店街の環境整備方針「河原町のルール」を熟読し、すべての項目を遵守していただきます。また、本件建築物入居者は本件建築物が位置する町内会に必ず入会して頂きます。

(地位の継承)

第6条 乙及び丙に変更が生じた場合は、新所有者又は新管理者に対し、本覚書を継承するものとし、その旨を甲に通知することとする。

(連絡窓口)

第7条 この覚書にもとづく協定の締結および本件建築物の日常管理を円滑に実施するために甲、乙及び丙の連絡担当者を次のように定め、変更があった時は、速やかに相互に通知するものとする。

(補 則)

第8条 この覚書に関する疑義又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙丙はそれぞれ誠意を持って協議のうえ、そのつど解決するものとする。

2 この覚書は、本件工事に関する京都市中高層条例等の手続き前に締結するものとする。

この覚書を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各1通を保有する。

20 年 月 日

甲 京都市中京区河原町六角下ル山崎町 241 葛城ビル 2 階
河原町商店街まちづくり協定委員会
委員長 印

乙 (事業者) 印

丙 (代理人) 印

解体工事協定書

河原町商店街まちづくり協定委員会 委員長 西川 勲 を甲、

事業主 を乙、

工事施工者 を丙

として、乙が京都市中京区_____町_____番地において行う
(仮称) _____解体工事について次のとおり協定する。

(基本事項)

第1条 甲、乙及び丙は、誠実にこの協定書に定める事項を履行し、河原町のルールを遵守し、河原町商店街のよりよい環境形成に努めるとともに、解体工事によって河原町商店街地区における活動に著しい障害を与えないよう対策を講じるものとする。

(解体工事の概要)

第2条 解体工事の概要は、次の通りとする・

- (1) 敷地面積 _____ m^2
- (2) 解体建物構造 _____造、地下____階、地上____階、高さ_____m
- (3) 解体建物の規模 _____ m^2

(事前調査等)

第3条 乙及丙（以下「乙等」という）は本件工事の対象物に関し、アスベスト、PCB 等については、専門業者に調査を依頼し、その報告書（写）を甲へ提出し、説明するものとする。

(関連法規の遵守)

第4条 乙等は、本件工事について適用される関係諸法令を遵守する。

乙等は、本件工事において甲からの苦情を受けた場合、誠意をもってこれに対応する。

(工事期間)

第5条 解体工事の期間は、_____年____月____日から_____年____月____日までとし、その期間を延長する場合は、乙等は、事前に甲と協議するものとする。

(作業時間および作業休日)

第6条 丙の作業時間は、原則午前8時から午後6時までとする。

但し、準備作業、後片付けその他作業音が軽微なものは除く。

なお、下記の作業については作業時間の変更（早出・延長・夜間）が必要な場合は、あらかじめ甲に電話もしくはFAX等で連絡の上行う。但し、甲から異議が有った場合は協議し対処する。なお、騒音及び振動を伴う作業については、原則上記の作業時間内に開始及び終了するよう努めるものとする。

- (1) 天災等緊急時の防災作業（例：台風接近に伴う養生シート外し及び足場緊結、点検補強・資材の飛散落下防止点検）
- (2) 諸官庁、所轄警察署による指示、指定作業（例：電気・ガス・上下水道等設備関係のつなぎ込み作業）
- (3) 内部作業で甲に対して騒音・振動が伴わない作業で、詳細は甲と丙で別途協議の上、限定した作業
- (4) 施工上中止できない作業及び予期することの出来なかった突発事態（交通事故・交通渋滞・機械故障）が生じ、なおかつ中止できない作業

2 丙の作業時間については、河原町商店街以外の地区の関係者に影響を及ぼす場合は、その関係者と協議を行い、作業時間を定めることとする。

3 本件工事期間中は、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める祝日及び休日を作業休日とする。土曜日については、別途協議により、決定する。

夏季（旧盆）休暇および年末年始休暇についても、別途協議により、決定する。

（騒音、振動等、塵埃飛散防止措置等）

第7条 乙等は、騒音・振動等・塵埃飛散防止措置等に関しては、次のとおりとする。

1. 騒音・振動を伴う作業については、京都府及び京都市の公害防止条例等の法令を遵守し、作業を行う。
2. 著しい騒音・振動を伴う作業については、事前に作業時間や影響の強弱程度を月間工程表に記入し甲に周知する。
3. 重機は低騒音・低振動型のものを使用する。
4. 本件解体工事に伴い発生する資材の飛来、落下、塵埃飛散を防止するために、敷地周辺の防護網、防護板、養生シート、落下防止板等を設置し散水等、安全対策に万全を期し、細心の注意をはらう。
5. 甲の要請があれば現場敷地内において、環境測定（騒音・振動・大気）を実施する。

（交通・安全対策等）

第8条 乙等は、本解体工事期間中の車両の出入りに対し、一般車両及び自転車、歩行者の通行を優先し、安全対策に万全を期すために次のことを遵守するものとする。

1. 工事車両の運行経路は別図を添付し、明示する。
2. 工事車両の路上待機を禁止するほか、現場内でのアイドリングストップを厳守する。
3. 工事車両等の現場内の出入りに際しては、運行経路の主要箇所に交通整理誘導員を配置し、常に安全を確保する。

4. 工事車両には当該解体工事関連車両と判別できるステッカーを表示すること。

(工事現場及び周辺の管理)

第9条 乙等は、工事現場及び周辺の管理については、現場管理責任者を常駐させ、細心の注意を払い、次の事項を遵守するものとする。

1. 現場周辺の道路には、工事用資材、解体した廃材等を放置しないようにする。
2. 残土・廃材等の搬出時には、道路を汚さないよう十分注意し、汚した場合は速やかに清掃をする。
3. その他、工事に伴って周辺家屋、付帯設備、車両等を汚した場合も、速やかに清掃をする。

(家屋調査等)

第10条 乙等は、本件解体工事により毀損のおそれのある既存建築物についてあらかじめ対象物件を定め、本件解体工事の着工前に当該既存建物の所有者、居住者等の立会のうえ、写真撮影、測量等により既存建物等の現況を調査するものとし、甲が求めかつ調査対象物件の所有者の同意がある場合には甲にこの調査結果を報告するものとする。
この場合において、甲はこの調査に協力するものとする

(工事に起因した被害の補償)

第11条 乙等が本件解体工事に起因することが明確な場合又は疑いがある場合は、速やかに該当関係者と協議の上、下記の方法で補修又は補償をおこなうものとする。

1. 原状回復が可能な場合は、直ちに原状回復をおこなう。必要な場合は工事を中断する。
2. 原状回復が不可能な場合は、住民と協議のうえ、損害を賠償する。
3. 乙等は、起因することが疑われる場合は、前項に基づき原状回復の方法、損害賠償の金額等の補償については該当関係者と協議のうえ、対処する。

(工事に起因した健康被害、生活環境対策について)

第12条 乙等は、本件工事施工にあたり、本件工事並びに本件工事車両の通行に起因したと認められる騒音・振動・粉塵等の原因により、健康を害したという申し出があった場合には、これらの申し出に対して、誠意をもって対応するものとする。

(緊急連絡等)

第13条 乙等は、本件解体工事に関わる現場管理及び周辺管理について、下記事項を遵守する。

1. 工事責任者、現場担当者を常駐させ、近隣住民に迷惑がかからないようにする。工事責任者は甲に対し、万一何らかの事故が発生した場合は直ちに甲に連絡し必要な協議をおこなう。
2. 甲、乙、丙の連絡先は下記の通りとする。

甲 (住 所) 京都府京都市中京区河原町通六角下ル山崎町 241 葛城ビル 2 階
(氏 名) 河原町商店街振興組合 事務局
(電話番号) 075-221-6418

乙 (住 所)
(氏 名)
(電話番号)

丙 (住 所)
(氏 名)
(電話番号)

(作業内容の周知)

第14条 乙等は、本件解体工事終了届け提出前の適切な時期に、近隣住民に与えた生活環境への影響や被害について、聴取する機会を設け甲と協議しなければならない。この結果、問題が生じた場合、乙等は誠意を持って対策を講じる。

(苦情処理等の報告)

第15条 乙等は、近隣住民からの苦情及びその対応について、甲にその旨を報告する。

(疑義の決定等)

第16条 本協定書の各条項の解決に疑義が生じた場合及び定めのない事項、ならびに記載事項に変更の必要が生じた場合には甲・乙・丙は互いに誠意を持って協議し、その解決に努めるものとする。

この協定書締結の証として、本書3通を作成し、甲・乙・丙記名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

20 年 月 日

甲 京都市中京区河原町六角下ル山崎町 241 葛城ビル 2 階
河原町商店街まちづくり協定委員会
委員長 西川 勲 印

乙 (事業者)

印

丙 (工事施工者)

印

空き地・空きビル・空き店舗 届

20 年 月 日

河原町商店街振興組合 御中

届出者 住 所

氏 名

電 話

緊急連絡先

職業・業種

管理委託先

下記物件が、 空き店舗 ・ 空きビル ・ 空き地 となりますので
お届けします。（該当する項目に○印をつけてください）

概 要

物 件 所 在 地

物件名（従前名）

発 生 年 月 日

届

20 年 月 日

河原町商店街まちづくり協定委員会 御中

届出者 住 所
氏 名
電 話
緊急連絡先
職業・業種
管理委託先

今回、下記のとおり、

を行いますのでお届けします。

概 要

河原町商店街振興組合 まちづくり協定
夜間・早朝・土曜日・日曜日・祝日の作業に関するお願い

河原町商店街振興組合
まちづくり協定委員会
委員長 西川 勲

1. 早朝・夜間作業について

- 原則として、早朝・夜間作業は禁止しております。荷物の搬出入など車道を使用する為に、警察への道路使用許可申請を取得される場合は、事前に河原町商店街まちづくり協定委員会に相談し承認を得た上で、**作業時間 0 時～6 時を遵守**して作業を行ってください。
- 音が出る作業（掘削・コンクリートの打設・電動工具を使用する作業）、埃が出る作業、振動が出る作業は厳禁です。万が一、埃等により歩道が汚れた際には、速やかに清掃してください。汚れている場合は、事務局より連絡をさせて頂き、速やかに清掃して頂きます。
- 夜間・早朝作業を行う場合は、必ず事前に近隣の方へ説明を行ってください。
- 近隣よりクレームが出た場合は、即刻作業を中止し、速やかに誠心誠意対応した上で、組合事務所が開いている時間（月曜日～土曜日 10 時～18 時）に連絡をして下さい。状況によっては、組合事務所にお越し頂き、状況説明を受けるまで、作業を認めない事があります。

2. 土曜日・日曜日・祝日の作業について

- 原則として土曜日・日曜日・祝日・祇園祭（7月17日・7月24日）・お盆（8月14日～8月16日）・年末年始（12月30日～1月3日）の作業は禁止しております。やむを得ず作業が必要な場合は、組合事務所へ連絡し、承認を得て下さい。
- 作業可能時間は**8 時～18 時**です。尚、土曜日・日曜日・祝日においては、搬出入は厳禁です。
- 作業の内容として、完全に閉め切って頂き、音・埃が出ず、振動の出ない作業に限り許可する事があります。
- 土曜日・日曜日・祝日の車の乗り入れは禁止しております。どうしても車の乗り入れが必要な場合は、事前に組合事務所に連絡の上、承認を得て下さい。尚、許可する可能性のある時間は**8 時～10 時**となっており、遅くとも午前中に終了するもの。また、警備員を配置し、歩行者の安全が確保できる事が絶対条件となっております。また、土曜日・日曜日・祝日の乗り入れの相談をされる際には、何を運ぶかを明記したうえで、承認を得て下さい。